

武豊町屋内温水プール

フィットネスクラブ 会員利用案内

〒470-2512 愛知県知多郡武豊町字忠白田 11 番 7

TEL 0569-84-0220

営業時間

月曜～土曜・祝日 9:00～22:00

日曜 9:00～18:00

※受付時間は「閉館時間の30分前まで」となります。

休館日

火曜日・年末年始・メンテナンス日

このたびは、『武豊町屋内温水プール フィットネスクラブ』にご入会いただき、誠にありがとうございます。
以下の要項を厳守し、施設を利用していただきますようよろしくお願いいたします。

武豊町屋内温水プール フィットネスクラブ規約

1. (名称)
本クラブの名称は、「武豊町屋内温水プール フィットネスクラブ」とします。
(以下「クラブ」という)
2. (所在地)
所在地は、愛知県知多郡武豊町字忠白田 11 番 7 とします。
3. (目的)
クラブは、健全な日常生活を送るため、自己の健康管理を行い、正しい運動の知識の下にトレーニングを行い、病気やストレスなどに打ち勝てる体力を、維持、向上させることを目的とします。
4. (入会)
入会資格は、次の各号のとおりとし、会員はこれらの項目を全て満たす者とする。
 - (1) 各会員種別において別に定める資格を満たす者
 - (2) 本規約及び当館の諸規則を遵守する者（未成年者は、保護者の同意が必要）
 - (3) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない者
 - (4) 医師等により運動を禁じられておらず、当館利用に支障がないと自らの責任において申告された者（医師の診断書の提出をお願いする場合がある）
 - (5) 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない者
 - (6) 次のいずれの行為も行わないことを保証された者
 - ア 暴力的な行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 公序良俗に反する行為
 - エ その他、当館が非行と判断する行為
5. (入会手続)
クラブに入会を希望する方は、入会申込書に必要事項を記入し、月会費（現金2ヶ月分）、口座引き落とし先のキャッシュカード、銀行印を添えて受付にてお申し込みください。
6. (会費)
月会費は、口座振替により自動引き落としさせていただきます。
3カ月納入が滞る場合は、強制退会させていただきます。
7. (不還付)
月会費は原則的に、還付いたしません。
8. (退会の届出)
退会は、別に定める届出用紙に必要事項を記入し、会員証を添えて受付に提出してください。
但し、届出日に属する月の会費は、返金いたしません。
9. (スタジオプログラム)
フィットネス会員は、スタジオプログラムに参加することができます。
参加には、定員があります。

10. (休 講)

施設設備、その他やむを得ない事由が発生した場合は、スタジオプログラムを休講することがあります。

なお、本クラブの事由により休講する場合、ホームページまたはSNSにてお知らせします。

11. (トレーニング)

トレーニングは各自の自主的な活動を基本としますが、会員の要望に応じて指導員から指導、助言を受けることができます。

12. (遵 守)

会員には、別に定める「プール利用者心得」及び「トレーニング室利用者心得」を遵守していただきます。

13. (入場禁止・退場・施設利用制限)

次の各号のいずれかに該当する者の入場禁止、退場及び施設利用制限を命じることができる。

- (1) 正当な理由がなく、本規約及び当館の諸規則を遵守しない者
- (2) 刺青・タトゥー（ファッションタトゥー、刺青シールを含む）見える状態にある者
- (3) 暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属すると当館が判断した者
- (4) 健康状態により、医師等により運動を禁じられている、又は当館が運動することが好ましくないと判断した者
- (5) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失等の症状を招く疾病を有することが判明した場合
- (6) 感染症及び感染性のある皮膚病の者。ただし、当館が別に定める基準に準じて認めた場合は除く
- (7) 酒気を帯びている者
- (8) 当館が他の施設利用者に迷惑をかけると判断したもの
- (9) 過去に当館で強制退会の通告を受けたことがある者（強制退会に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）
- (10) 過去に盗難や破損等の禁止事項に抵触する行為があった者

14. (除 名)

会員がクラブのきまりに定める事項を遵守しない場合、及び会費を滞納した場合は退会していただくことがあります。

- (1) 第 4 条の入会資格を喪失したとき
- (2) 本規約、その他当館の定める諸規則に違反したとき
- (3) 当館の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- (4) 当館の施設を故意に破損したとき
- (5) 諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠り、当館からの催促に応じないとき
- (6) 入会手続きにおいて、当館に虚偽の申告をしたと判明したとき
- (7) 当館の会員としてふさわしくないと判断したとき
- (8) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき
- (9) 他の会員に対する迷惑行為、当館の運営に支障を与えるような行為をしたとき
- (10) 第 15 条各号の禁止行為を行ったとき
- (11) その他、本条各号に準ずる行為をしたとき

15. (禁止事項)

施設内及び周辺において、次に掲げる各号の行為を禁止するものとする。

- (1) 動物を施設内に持ち込むこと（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）
- (2) 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと

- (3) 敷地内で喫煙すること（電子タバコ・無煙タバコを含む）
- (4) 当館が定めるエリア以外で許可無く通話・撮影・録音すること
- (5) 当館の諸施設、器具、備品、その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し、及び施設内に落書きや造作すること
- (6) 所定の場所以外での排泄行為をすること
- (7) 他の会員を含む第三者や従業員、当館を誹謗・中傷すること
- (8) 許可なく当館において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- (9) 営利、非営利を問わず勧誘行為（団体勧誘含む）、金銭の貸借、政治活動、署名活動をすること
- (10) 高額な金銭、貴重品を館内に持ち込むこと
- (11) 他の会員を含む第三者や従業員への暴力行為、威嚇行為、危険な行為をすること
- (12) 痴漢、覗き、露出、唾を吐くなど等、法令や公序良俗に反する行為をすること
- (13) その他、当館が会員としてふさわしくないと認める行為をすること

16.（健康確認義務）

会員は、施設利用中、常に健康状態に留意し、異常のあるとき、体調のすぐれないときは、近くのスタッフに報告し、直ちに運動を中止してください。

17.（盗難責任）

当施設内で発生した盗難事故については一切責任を負いません。
持ち物は必ずロッカーに入れ、鍵をかけてください。

18.（傷害等の責任）

クラブは、万一の事故が起きた場合の応急処置は行いますが、その後の責任は負いません。
事故には充分ご注意ください。

19.（会員証）

クラブは会員に対して会員証を発行します。
当施設を利用する際、会員は必ず会員証を提示してください。
また、会員証の貸与、譲渡は認めません。会員証を紛失した際は、速やかに届出を行い再発行の手続きをとってください。

20.（休館日）

当施設の休館日は毎週火曜日、施設メンテナンス日、年末年始とします。
その他、警報などの突発的な事態発生時も判断して休館とします。

21.（会員への通知、告知）

当館は、本規約及び会則の改定をするとき、又は利用規定の重要な案件に係る規定を改定するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員規約、利用規定を会員に交付するものとする。

22.（プライバシーポリシー）

【法令の遵守】

個人情報保護法及び関連諸法、その他関連する規範を遵守します。

【個人情報の管理】

お客さまからお預かりした個人情報を厳重に管理し、漏洩や滅失、改ざんの防止をいたします。

【個人情報の利用目的】

個人情報は、運営を目的とした用途以外には使用いたしません。

【個人情報の第三者提供】

お客さまよりお預かりした個人情報は以下の場合を除き、第三者に提供・開示いたしません。

- 法令に基づく場合

- 人の生命、身体または財産の保護が必要であり、かつご本人の同意を得ることが困難な場合
- 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- 国の機関等への協力が必要な場合
- 受講引落を収納代行会社である「りそな決済サービス」に委託し、お預かりした預金口座、振替依頼書・自動払込利用申込書の情報

(附 則)

この規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

会員区分

●マスター会員

月会費 7,500 円(税込) 営業時間内 プール・トレーニング室・スタジオ利用可能

●マスター&スイム会員

月会費 9,000 円(税込) 営業時間内 プール・トレーニング室・スタジオ利用可能
+ スイミング教室 1 コマ受講可能

●学生会員(高校・大学・専門学校いずれかの学生証を所持されている方)

月会費 3,000 円(税込) 営業時間内 プール・トレーニング室・スタジオ利用可能

諸費用の納入

月会費・・・月会費は口座振替により自動引き落としされます。

引き落とし日は毎月 13 日に当月分の会費が引き落としされます。

(請求日が土、日、祝の場合は翌営業日に請求されます)

会費引き落としの為、申込み時に記入された個人情報は「りそな決済サービス」に提供いたします。

各種届出事項

退会届	○事由により会員をやめる場合 届出期間・・・最終在籍月の末日まで(例:3月末退会⇒期限3月末まで) 届出方法・・・退会届に必要事項を記入し、受付に提出してください。 ※期間中に届出がない場合は、月会費の全額をいただくこととなります。
会員区分変更届	○事由により会員区分を変更する場合 届出期間・・・会員区分を変更する前月末まで(例:4月変更⇒期限3月末まで) 届出方法・・・会員区分変更届に必要事項を記入し、受付に提出してください。 ※追加変更時のご注意(週1回から週2回など、教室を追加する場合) 追加希望するクラスが定員に達している場合は変更できません。
再入会届	○過去に会員を退会して復帰する場合 ※退会から1年以内 届出期間・・・再入会月の初回利用日まで 届出方法・・・再入会届に必要事項を記入し、受付に提出してください。 ※再入会時には月会費1ヶ月分(現金)の支払いが必要となります。
届出内容変更届	○届出内容(住所、電話番号、メールアドレス、引落口座など)を変更する場合 届出期間・・・随時受付可能 届出方法・・・届出内容変更届に必要事項を記入し、受付に提出してください。

警報が出た場合について

愛知県知多郡武豊町に暴風警報が発令されている場合は以下の通りといたします。

※大雨・洪水・波浪・高潮・大雪・暴風雪警報は原則対象外となります。

- ・開館前(9時00分以前)に発令された場合.....閉館
- ・営業中に発令された場合.....全教室休講
- ・警報が解除された場合.....2時間後に開館・教室開講

※14時30分の時点で警報が解除されていない場合は終日休館とする。

◎施設開館を実施する上で、自然災害、施設の破損や機械不備、スタッフの交通事情などで営業が困難と判断される時は、営業時間の短縮や営業を中止する場合があります。

◎武豊町に「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令された場合、営業短縮・中止・休館とします。

◎その他、状況に応じて休館する場合がございます。

◎熱供給停止に伴う1ヶ月以上の休館が発生した場合、月会費1ヶ月分を返金対応とします。また、2ヶ月以上の休館が発生した場合の返金対応については、1ヶ月単位で応じるものとします。

学校水泳について

4月～7月の午前中は、学校水泳開催に伴い、「ケアプールのみ」のご利用となります。

歩くコース・泳ぐコースの確保に努めますが、利用状況によりコース変更を行わせていただく場合がございます。皆様で譲り合ってご利用いただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

『プール利用者心得』

- 必ず水着・水泳帽子を着用してください。
- 必ずシャワーを浴び、化粧・整髪料を十分落とし、準備運動を行ってからプールに入ってください。
- プール内には、危険物等（腕時計・めがね等のガラス製品・アクセサリー類・潜水用具等）、及び電子機器は持ち込まないでください。
- 浮輪・ビーチボール等の遊具類は使用できません。ただし、水泳補助具としてビート板・ヘルパーは使用できます。
- ご利用には、小学校2年生以下のお子様は、付添人（高校生以上）が必要です。付添人1名につき、お子様は2名までです。付添人の方も水着・水泳帽子を着用の上、入水し、お子様のそばから離れないでください。
- 愛知県公衆浴場法施行条例に基づき、8歳以上の方は異性の更衣室・浴室には入場できません。
- 危険ですので飛び込みや潜水はしないでください。
また、プールサイドは濡れて滑りやすいので走らないでください。
- プール内での食事はご遠慮ください。
- 水分補給用の飲み物は、フタ付きのペットボトルか、水筒のみとさせていただきます。
- アルコール類を飲んでいる人・体調の悪い人・感染症にかかっている人・医師から泳ぐことを禁止されている人は入場をお断りします。
- 刺青・タトゥー（ファッションタトゥー、刺青シールを含む）は、他者から見えないようにしてください。
- 施設内での写真撮影、ビデオ撮影はご遠慮ください。
- 利用中における障害や疾病については、利用者の責任において処置してください。
また、館内におけるケガ等につきましては、応急処置はいたしますが、その後の責任は負いかねますので事故には十分ご注意ください。利用者同士のトラブルは、利用者同士で解決願います。
- 館内における貴重品の持ち込みはご遠慮願います。紛失・盗難等については責任を負いかねます。
- ロッカー利用の際は、必ず鍵をかけるようにしてください。
- 館内の風紀を乱す行為・他人に迷惑をかける行為・非衛生的な行為は、固くお断りしています。
- 施設および器具等は大切に扱ってください。破損・紛失された場合は、実費弁償していただくことがあります。
- 館内では、係員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、退館していただくことがあります。
- 当プールのご利用上、不明な点がございましたら係員までお尋ねください。

『トレーニング室利用者心得』

- トレーニング室を利用される際は、運動に適した格好をし、室内シューズを必ず履いて、タオルをご持参下さい。
- 初めてトレーニング室を利用される方は初回講習会を受講して下さい。以後、トレーニング室を利用される際には「講習会修了証」または「会員証」をお持ち下さい。
- 高校生未満の方は利用できません。
- トレーニングマシンは譲り合ってご利用下さい。
- トレーニング室内での食事はご遠慮下さい。
- 水分補給用の飲み物は、フタ付きのペットボトルか、水筒のみとさせていただきます。
- アルコール類を飲んでいる人・体調の悪い人・感染症にかかっている人・医師から運動を禁止されている人の入場はお断りします。
- 施設内での写真撮影、ビデオ撮影はご遠慮ください。
また、トレーニング室内での通話、マシン使用中の操作はご遠慮ください。
- 利用中における障害や疾病については、利用者の責任において処置して下さい。また、館内におけるケガ等につきましては、応急処置はいたしますが、その後の責任は負いかねますので事故には十分ご注意下さい。利用者同士のトラブルは、利用者同士で解決願います。
- 館内における貴重品の持ち込みは遠慮願います。紛失・盗難等については責任を負いかねます。
- ロッカー利用の際は、必ず鍵をかけるようにしてください。
- 館内の風紀を乱す行為・他人に迷惑をかける行為・非衛生的な行為は、固くお断りしています。
- 施設および器具等は大切に扱って下さい。破損・紛失された場合は、実費弁償していただくことがあります。
- 館内では、係員の指示に従って下さい。指示に従っていただけない場合は、退館していただくことがあります。
- 当トレーニング室のご利用上、不明な点がございましたら係員までお尋ね下さい。